

登下校における 非常時対応

家庭掲示用

令和3年4月

仙台市立四郎丸小学校

この要項は、災害等により通信手段を確保できない（停電等）ことを想定して作成しています

地震等発生

【登校前在宅時：～7：00】

午前7時までに市内いずれかの区で「震度5強以上の地震」を観測、または、午前7時までに宮城県沿岸の「大津波警報」が解除されないときは、その日を「臨時休校」とする。

「非常時」における本校の登校時間は午前7時以降とします。

【登校時：7：00～】

- ◇ 揺れを感じたら
＜安全確保＞ ① 頭部をランドセル等で保護し、「物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所に身を寄せる。
② 車道には絶対出ない。
③ 九か村堀または用水路へは絶対近づかない。
- ◇ 揺れが収まったなら
＜避難＞ ① 学校または近くの補助避難所、あるいは自宅に避難する。
② 家に家族がいないときには、学校または近くの補助避難所に避難する。
【児童自身の判断に拠ることになるので、予め家庭で話し合ってください】
※ 「学校・補助避難所・自宅」以外（例：親戚の家・知り合いの家等）に避難を想定している場合は、学校に報告してください。

【四郎丸小学校区補助避難所】

- ＜四郎丸＞ 四郎丸公会堂・光西寺
- ＜むつみ会＞ 雇用促進住宅四郎丸宿舎内集会所
- ＜さつき会＞ さつき会集会所
- ＜袋原東＞ 小平公園・畑中公園・袋原東集会所
- ＜扶桑会＞ 扶桑会町内会館・東中田市民センター
- ＜吹上＞ 吹上集会所
- ＜みどり会＞ 雇用促進住宅
- ＜袋原＞ こだま会館

＜学校の対応＞ 「校内にいる児童の安全確認」「通学路上、補助避難所の児童の安否確認」「自宅にいる児童の安否確認」等による児童の保護を速やかに行い、以下の①②いずれかの対応をとります。

- ① 市内いずれかの区で「震度5強以上」を観測、または宮城県沿岸に大津波警報が発令された場合は、「自宅避難」以外の児童を学校に避難させ、保護者への「引き渡し」を行います。
- ② 市内すべての区で震度5弱以下（大津波警報が発令されていない）場合は、通学路の安全を確認し、通常の登校とします。

【下校後に地震等が発生した場合の対応も「登校時」と同じとします】

※御家庭の見えるところに掲示してください。